

	<p>二年法律第百二十一号) 第二条第 二項</p>	<p>第百九十一号) 第一条の二</p>
<p>第四十四条第十項</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する 法律 (平成三年法律第百十号) 第 二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律 (平 成三年法律第百九号) 第三条第一項</p>
<p>第七十条の二第一 項</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する 法律第二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律第三 条第一項</p>
<p>第七十条の二第一 項</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家 族介護を行う労働者の福祉に関す る法律第六十一条第七項において 準用する同条第三項に規定する要 介護家族その他主務省令で定める 者を介護するための休業であつ</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する 法律 (平成六年法律第三十三号) 第二十条 第一項に規定する介護休暇</p>

	<p>て、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの</p>	
<p>第百十三條第一項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>
<p>第百十三條第二項</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）</p>	<p>国の</p>
	<p>地方公共団体の</p>	<p>国の</p>

<p>第百十四条の二</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項</p>
<p>第百十五条第二項</p>	<p>地方自治法第二百四条第二項に規定する</p>	<p>国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく</p>
<p>第百十六条第一項</p>	<p>地方公共団体の機関 規定により地方公共団体</p>	<p>国の機関 規定により国</p>
<p>第百三十八条</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）</p>	<p>国</p>
<p>第百四十条第一項</p>	<p>任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は</p>	<p>任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは</p>

<p>当該公庫等職員</p>	<p>政令で定める場合を除く。）</p>
<p>当該公庫等職員又は特定公庫等役員</p>	<p>政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>
<p>（公庫等職員</p>	<p>（公庫等職員又は特定公庫等役員</p>

	公庫等は	公庫等又は特定公庫等は
公庫等」と、	公庫等又は特定公庫等」と、	
第四百四十条第二項 第二号 公庫等職員	公庫等職員又は特定公庫等役員	公庫等職員又は特定公庫等役員
第四百四十条第三項 含む。）	含む。）	含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合
第四百四十四条の二 第二項及び第四百四十四条の三十一	これらの他の公庫等職員 地方公共団体	公庫等職員又は特定公庫等役員 国

(見出しを含

む。)

第四百二十二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第四百十三條第三項中「組合」の下に「指定都市職員共済組合」を、「第二十四條」の下に「(第三十八條第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四百四十四條の三第一項中「この法律の規定(第二條第一項第二号、第四十二條(短期給付に係る部分に限る。))、第四十三條第二項、第四十四條第一項、第四十九條第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七條第四項、第九十條第二項ただし書、第九十九條の二第四項、第一百三條第二項ただし書、第一百三條第一項から第三項まで(短期給付に要する費用に係る部分に限る。))並びに同條第五項、第一百五條、第一百十六條、第一百三十五條から第三十八條まで、前條、第四百四十四條の二十八並びに第四百四十四條の三十一の規定を除く。」を「この法律の規定(第一百五條及び第一百十六條を除く。))中長期給付及び福祉事業に係る部分」に改め、同條第二項の表を次のように改める。

第二條第一項第五—地方自治法(昭和二十二年法律第一—)第四百四十四條の三第一項に規定する団体職

<p>号</p>	<p>六十七号) 第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当そ</p>	<p>第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、</p>

	<p>の他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当</p>	<p>期末特別手当その他政令で定める手当</p>
<p>第二条第二項</p>	<p>前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号</p>	<p>前項第三号</p>
<p>第四十三條の二第二項</p>	<p>給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）</p>	<p>給付金</p>
<p>第一百十三條第二項各号列記以外の部分</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府</p>	<p>団体（第四百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）</p>

	県。以下この条において同じ。）	
第百十三條第二項	地方公共団体	団体
第三号		

第百四十四條の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。

第百四十四條の十二第一項中「及び負担金（第百四十四條の二第一項の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額及び同條第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）」を「（第百十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。）及び負担金（同号の負担金をいい、第百四十四條の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）並びに厚生年金保險法第八十一條第一項に規定する保險料」に改め、同條第二項中「給与」を「報酬」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保險料」を加え、同條第三項中「期末手当等」を「期末手当等（地方自治法第二百四十四條第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保險料」を加え、同條第四項中「掛金」の下に「及び組合員保險料」を加え、「給与」を「報酬又は期末手当等」に改め、同條第五項中「給与」を「報酬又は期

末手当等」に改める。

第四百四十四条の十三から第四百四十四条の十八までを次のように改める。

第四百四十四条の十三から第四百四十四条の十八まで 削除

第四百四十四条の十九中「第二条第一項第五号の項」の下に「及び第二条第一項第六号の項」を加え、

「同表第一百三條第二項第二号の項、第一百三條第二項第三号の項及び第一百三條第二項第四号の項」を「同表第一百三條第二項第三号の項」に改める。

第四百四十四条の二十一中「第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に関する事項について、第二百二十二條の規定は」を「第二百二十二條の規定は、」に改める。

第四百四十四条の二十二の見出しを「(健康保険法等との関係)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四百四十四条の二十三第一項中「基づく給付」を「基づく短期給付」に改め、「短期給付については」及び「長期給付については五年間」を削り、同条第二項中「第四百四十四条の二十六第二項」を「第四百四十四条の二十六」に、「負担金」を「及び負担金」に改め、「その他前章の規定による徴収金」を

削り、同条第三項中「遺族共済年金又は」及び「その他の給付に係る」を削り、「遺族給付」を「支払未済給付」に改め、同条第四項を削る。

第四百四十四条の二十四中「給付」を「短期給付」に改める。

第四百四十四条の二十四の二を削る。

第四百四十四条の二十五中「受給権者に」を「短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）に」に改める。

第四百四十四条の二十五の二を削る。

第四百四十四条の二十六第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同項を同条とする。

第四百四十四条の三十中「給付」を「短期給付」に改める。

第四百四十四条の三十二第二項中「給付」を「長期給付」に改める。

第四百四十五条中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第四百四十六条の二中「第十九条の二」の下に「（第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において

準用する場合を含む。」を加え、「秘密を漏らし」を「秘密を漏らし、又は盗用し」に改める。

第四百四十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第一百十二条の四第六項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第四百四十八条第四号中「第四百四十四条の二十七第五項」を「第一百十二条の四第七項、第一百十二条の七第四項又は第四百四十四条の二十七第五項」に改める。

附則第十四条の二を次のように改める。

#### 第十四条の二 削除

附則第十四条の三から第十四条の五までを次のように改める。

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほ

か、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）の短期給付

（第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後

期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業

四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の四から第十四条の五まで 削除

附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条第八項中「第百十四条の二第一項」を「第百十四条の二」に改める。

附則第十八条の二を削る。

附則第十九条から第二十八条までを次のように改める。

第十九条から第二十八条まで 削除

附則第二十八条の二から第二十八条の十三までを削る。

附則第三十一条の二第三項中「第百十四条第五項」を「第百十四条第四項」に改める。

附則第三十三条を次のように改める。

### 第三十三条 削除

附則第三十三条の二を削る。

附則第三十四条中「及び第四項」を削り、「給料の総額」を「標準報酬の月額総額」に改める。

附則第四十条の三を次のように改める。

### 第四十条の三 削除

附則別表第一から附則別表第六までを削る。

別表第一を別表とし、別表第二を削る。

### (私立学校教職員共済法の一部改正)

第五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条」に、「掛金」を「掛金等」に、「第三十八条の二―第四十条」を「第三十九条・第四十条」に改める。